

# バランス食生活の啓発活動



## 【消費者庁ウェブサイトトップページでの周知】



**安心安全**  
 食がにぐらせる社会に  
 夢がにぐらせる社会の実現に  
 向け、消費者庁は消費者の  
 生活者の利益を第一に考え行  
 動します。

**トクホや機能性表示食品は、バランスのとれた食生活とともに利用しましょう。**

- 正しい食生活を営むためには、主食・主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。
- 特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品は食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。

2015年8月5日（消費者の保護へ）  
 ● 食の安全のために「食品表示」を徹底



## 【パンフレットによる周知】

**消費者の応援へ**  
 機能性が表示されている食品を購入する際は、  
 キラッと輝くだけでなく、パッケージの表示を  
 しっかり確認しましょう！

機能性が表示されている食品は、  
 トクホやトクホ以外の特長表示食品、  
 トクホ以外の特長表示食品、  
 トクホ以外の特長表示食品、  
 トクホ以外の特長表示食品

**消費者はバランスのとれた食生活とともに  
 利用しましょう。**

トクホ、機能性表示食品、特長表示食品の表示には「表示が正しいか、表示が正しいか、表示が正しいか、表示が正しいか」を確認してください。

表示が正しいか、表示が正しいか、表示が正しいか、表示が正しいか

表示が正しいか、表示が正しいか、表示が正しいか、表示が正しいか



## 【政府広報を活用した啓発】

- ・保健機能食品について、バランスの良い食生活を基本に賢く利用を進めるために、政府広報による啓発を行います。
- ・政府広報における掲載状況は、消費者庁のツイッターで、広く消費者に周知しています。

媒体	時期	概要
モバイル端末 The News	27年12月	・スマートフォン上のニュースサイト上の広告
音声広報CD 「明日への声」	29年1月	・点字図書館等への配布 ・インターネット上でも内容を音声や文字で紹介
モバイル端末 The News	29年2月	・スマートフォン上のニュースサイト上の広告
ウェブсайт 政府広報 オンライン	29年3月～	・インターネット上の政府広報サイト内「暮らしに役立つ情報」コーナーで、特集を掲載
モバイル端末 Yahoo!ニュース	29年3月～4月	・スマートフォン上のニュースサイト上の広告
政府広報ラジオ 秋元才加の Weekly Japan!!	29年6月	・ラジオ番組（全国38局ネット）で紹介



# 健康食品に関する 景品表示法及び健康増進法上の 留意事項について（要約版）

## ● 景品表示法及び健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示（これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。）に該当する宣伝等は、禁止の対象となる。なお、これらの法律の規定は、特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は、表示全体の訴求内容により判断される。

表示について具体例や違反事例などを解説



## ● 「健康食品」の定義

本留意事項では、トクホや機能性表示食品等の保健機能食品を含め、健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物を「健康食品」という。

## ● 「健康保持増進効果等」とは

「健康保持増進効果等」は、健康状態の改善又は維持を目的とした「健康の保持増進の効果」と「内閣府令で定める事項」に分類され、疾病の治療又は予防を目的とする効果、身体の組織機能の増強を主たる目的とする効果、栄養成分の効果、人の身体の美化に資する効果等が該当し、暗示的又は間接的に表現するものも含む。

## ● 景品表示法及び健康増進法上の「表示」とは

顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、各種広告媒体における表示のみならず、口頭勧誘等も該当する。なお、商品名を広告等において明示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当する。

## ● 規制の対象となる者

景品表示法において規制の対象となるのは、商品・サービスを供給する事業者であるが、健康増進法は「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定めているため、食品の販売業者等に限定されることなく「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者」であれば、規制の対象となり得る。

## ● 景品表示法及び健康増進法上の「著しく」とは

広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるなどの「虚偽誇大表示等」を禁止している。例えば、一般消費者が、実際に得られる真の効果は広告その他の表示に書かれたとおりではないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当する。



## ● 不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準とは

合理的な根拠資料を示すことができない効果・性能の広告その他の表示は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき優良誤認表示とみなされる。この規制の適用についての考え方は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針-不実証広告規制に関する指針-」に示されており、表示の裏付けとなる資料に関する「合理的な根拠」の判断基準は、次のとおりである。

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものである
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応している

